

## 第1章 日本銀行の創立

- (17) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」994～995ページ。
- (18) 同上、995～998ページ。
- (19) 渋谷隆一「高利貸対策法の制定と変質」(渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、昭和52年、所収) 325～326ページを参照。
- (20) 前掲『日本銀行制度改革史』38～39ページ。
- (21) R. S. セイヤーズ著、西川元彦監訳『イングランド銀行—1891～1944年—』上巻、東洋経済新報社、昭和54年、7ページ。なお同書23～35ページも参照。
- (22) 前掲『日本銀行制度改革史』40～41ページ。
- (23) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」998～1002ページ。
- (24) 前掲『日本銀行制度改革史』43ページ。
- (25) 同上、45ページ。
- (26) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1002～1003ページ。
- (27) 前掲「日本銀行創立の主意書を読む」285ページ。
- (28) 前掲『日本銀行制度改革史』48ページ。
- (29) 同上、49ページ。
- (30) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1003～1005ページ。
- (31) 前掲『日本銀行制度改革史』52ページ。
- (32) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1005～1006ページ。
- (33) 前掲『日本銀行制度改革史』86ページ。
- (34) 同上、54ページ。
- (35) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1006～1007ページ。

### (3) 日本銀行条例の制定過程

#### 参事院の法案審査

大蔵卿松方正義が明治15年（1882年）3月1日に提出した「日本銀行創立ノ議」は、太政大臣によって採用されたが、大蔵省の作成した日本銀行条例草案が即座に法律として公布されたわけではない。

明治23年11月29日に「大日本帝国憲法」が施行される以前の法律制定手続きをみると、明治8年4月14日のいわゆる立憲政体樹立の詔書に基づき同月25日に設置された元老院が、「新法ノ設立旧法ノ改正ヲ議定」することになっていた。今日の制度に当てはめると、元老院は立法をつかさどるという意味で国会に相当す

るといえないこともないが、元老院の議官はすべて勅命で任せられていたので、民選による今日の国会と同一視できないことはいうまでもない。むしろ、それは枢密院の前身を見るべきであろうが、旧憲法制定以前は、新法の制定は元老院の議定を経なければならなかったのである。

その後、明治14年10月の「政変」直後の同月12日に、国会開設・憲法制定に関する勅諭が発せられたのに伴い、立憲政体の実現に至る道程の一つとして同月21日、第60号布告により、「太政官ニ属シ内閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草定審査ニ参預スル」参事院が設置された。同院は、①その発議または内閣の命により法律規則案を起草し、理由を添えて内閣に上申する、②各省の稟申する法律規則案を審査し、意見を添え、あるいは修正を加えて内閣に上申する、③元老院の議決した法律を審査し、時により意見書を添えて元老院の再議を要求する、などの権限を(1)与えられていた。これから見ると、参事院は今日の内閣法制局にかなり似ているが、本行創立建議が太政大臣の採用するところとなった明治15年春の段階では、大蔵省作成の日本銀行条例草案はまずこの参事院において審査され、その後元老院に回付されることになっていたのである。

(2)これまでの研究では、大蔵省が当初作成した日本銀行条例原案は、明治の元勲と称せられた伊藤博文が自ら編纂した『秘書類纂』財政資料上巻に収められている「日本銀行条例」であるとされている。しかしこれを、参事院に回付された日本銀行条例の大蔵省案といわれているもの（上記『秘書類纂』財政資料上巻中の「日本銀行条例説明」）と比較してみると（後掲表5—5）、銀行券に関する条文が3か条（原案の第14・第15・第16条）削除され、簡潔になっている反面、役員の兼業禁止を規定した条文（第19条）が追加されていたほか、かなりの字句修正、削除箇所が見られる。そうした変更がどのような経緯で行われたか知るすべはないが、参事院へ回付する前に大蔵省は条例草案を再検討し、手直ししたとしか考えようがない。「日本銀行創立ノ議」提出から日本銀行条例案の元老院回付までに約3か月半も要した理由の一端は、ここにあったのではなかろうか。

大蔵省の日本銀行条例案が参事院に回付された月日は明らかでないが、総理府記録課所蔵の参事院関係記録中、明治15年7月分の「議案簿」に、同年6月12日

に第1局書記官が桂参議にあてた「別紙大蔵卿申奏日本銀行創立ノ件ハ参事院ノ審査決議ノ通御裁可ノ上ハ元老院ノ議定ニ附セラレ可然哉仰御高裁候也」という書面が収められている。別紙と審査の議事録は存在していないが、参事院の法案審査は15年6月12日以前のさして遠くない時期に行われたと推察できよう。<sup>(5)</sup>また、「元老院会議筆記」に掲げられている、元老院に回付された日本銀行条例大蔵省案（形式的には参事院原案）と、参事院に回付された大蔵省原案とを比べてみれば（表5—5）、参事院における審査の結果も明らかとなる。

参事院が大蔵省原案に加えたと思われる修正で最も注目されるのは、「日本銀行ノ株主トナラントスルモノハ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ」（第6条）との条文が新たに設けられたことであろう。第5条で外国人による日本銀行株式の取得を認めないことにしていた以上、この条文は「同じ日本人であっても政府の気に入らない者は、日本銀行の株主となることができないことを意味する」と解釈できよう。事実、新興三菱財閥の勢力伸長を恐れた三井財閥や渋沢栄一、あるいは三菱と深く結んでいた大隈重信と対立する薩長閥などの反三菱勢力が、中央銀行である日本銀行の株式を三菱に所有させまいという意図を含めて、上記第6条を設けたといわれている。<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup>

そのほかでは、資本金増額の出願を認める但し書が第4条に加えられたことと、第8条「事業ノ伸張ニ由リ資本入金ノ増加ヲ要スル時ハ之ヲ資本入金残額ヨリ追募スヘシ」が削除されたことが目につくぐらいで、あとは字句の修正程度のものにすぎなかった。

### 元老院の審議過程

新法制定の議定に当たる元老院が、参事院から日本銀行条例案の回付を受けたのは明治15年6月16日であった。この日、松方大蔵卿は自ら元老院に赴いて日本銀行条例制定の必要性を述べ、政府委員である加藤清大蔵省銀行局長が同条例案の各条文につき説明を行った。次いで6月19日の午前9時45分から午後零時50分まで、第330号議案「日本銀行条例」の第1読会が開かれた。出席者は議長代理佐野常民と議官24名のほか政府委員（参事院議官・同議官補）3名であったが、

第1読会では、まず元老院書記官が日本銀行条例案全文を朗読したあと、議官から政府委員に対し自由な質問がなされた。

第2読会における審議は、第1読会と同じ19日の午後2時10分から4時20分までと、翌20日の午前9時40分～午後1時および午後1時40分～3時15分の2日間にわたって行われた。第2読会では、書記官が1条ずつ日本銀行条例案を朗読し、それについて議官から修正の動議があり、他の議官1名以上の賛成発言があれば、議長が決を採った。もし賛成者が過半数を占めれば政府提出の議案は修正され、過半数に達しなければ政府原案どおりに確定された。修正動議がない場合には、議長は念のために当該条文につき賛成者の起立を求めて、政府原案を確定するという手続きが取られた。その結果、政府原案にある程度の修正が加えられたことは表5—5に示すとおりである。

第3読会は、第2読会に引き続いて6月20日の午後3時30分から5時30分まで開かれた。審議の方法はほぼ第2読会の場合と同じであったが、第2読会で修正意見の採用されたものがそれほど多くなかったので、書記官の日本銀行条例案朗読は数か条ずつ適宜まとめて行われ、第2読会で修正し足りなかった点の加除修正がなされた（表5—5）。こうして日本銀行条例案は確定され、1週間後の6月27日、太政官布告第32号「日本銀行条例」として公布されたのである。

もっとも、元老院第3読会で確定した日本銀行条例と公布された同条例を比較してみると、本行の営業事項を列挙した第11条の第3項が一部異なっている。すなわち、元老院第3読会では「金銀貨或ハ地金銀金銀塊ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事」と確定した（傍点は筆者のもの）にもかかわらず、布告された条例では「金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事」に改められていた。これは、元老院において、「地金銀」の中には当然「金銀塊」も含まれるので、「金銀塊」の3字を削除すべきであるとする修正意見が出されたものの、賛成者がなく修正されずに終わったものを、政府がもっともであると認め、この修正意見を採用して条例を改めたことによるものであった。このため政府は、条例公布後の7月1日、第336号議案日本銀行条例修正案第11条第3項中削除の議として、この改正の事後承認を元老院に求め、元老院は賛成多数でこれを可決した。<sup>(8)</sup>

なお、日本銀行条例案が審議された当時の元老院の議長は寺島宗則であったが、病気のため代わりに副議長の佐野常民が議長を勤めた。また審議に参加した元老院議官のうち比較的名の通った人としては、神田孝平（兵庫県令・地方官会議幹事長等を歴任、後に憲法取調委員）、大久保一翁（静岡県令・東京府知事等を歴任）、津田真道（法学者、後に衆議院副議長）、鍋島直彬（侍従・沖縄県令等を歴任、後に貴族院議員）、九鬼隆一（美術行政家、後に帝室博物館総長）、楠本正隆（天下三県令の一人と称された、後に元老院副議長）、箕作麟祥（洋学者、後に行政裁判所長官）、西周（明治初期啓蒙期の学者として著名、後に貴族院議員）、東久世通禧（七卿落ちの一人、侍従長等を歴任、後に枢密顧問官）、渡辺洪基（外務大書記官・學習院長等を歴任、後に帝国大学総長）、税所篤（関西数県の知事を歴任、後に枢密顧問官）、鍋島直大（元佐賀藩主、維新の功労者、イタリア公使等を歴任）、林友幸（元長州奇兵隊參謀、土木頭・内務少輔等を歴任、後に枢密顧問官）などを挙げることができよう。

政府委員としてこの審議に出席したのは、参事院議官の山尾庸三および参事院議官補の男谷忠友と、参事院員外議官補の資格で出席した大蔵省銀行局長加藤済の3人であったが、主として答弁にあたったのは加藤銀行局長であったことはいうまでもない。

なお、松方が日本銀行条例の制定をいかに熱望していたかは、6月16日の元老院会議に「特に参院し」、自ら条例の制定を要する趣旨につき「縷々陳告」した（山尾政府委員の発言<sup>(9)</sup>）ことからも知られるが、さらに元老院議官に「議案には附するに大蔵卿の建議書あり、説明書あり、内閣委員も三人の多きを以て弁明に従事するあり、實に丁寧反覆尽せしものにして本官等の満足する所なり」（津田議官発言<sup>(10)</sup>）と述べさせたことからもうかがえよう。

### 日本銀行の名称

前述のように、元老院における審議は第1読会・第2読会・第3読会の3段階を経て慎重に行われ、かなり活発な論議が交わされたが、そのうち興味ある論点あるいは重要と思われる論議は以下のとおりであった。

まず「日本銀行条例」または「日本銀行」という名称について、この呼称では日本の銀行一般を指すように受け取られるきらいがあるので、「日本中央銀行条例」、「日本中央銀行」と名付けるべきであるという意見が出された（神田・鍋島幹各議官）。これに対し政府委員（加藤銀行局長）は、中央銀行とはつまるところ「他の銀行より己れを子の如くし、本銀行を待つに父視するの称にして」、各国とも「パンク、オブ、サントラー」あるいは「政府銀行」と呼ばれているが、中央銀行自体は自行を呼ぶときはイングランド銀行、フランス銀行などとしており、それが固有名詞となっているので、「日本銀行と名くるも敢て日本一般の銀行と云ふの嫌なきや明か」であって、これから設立する大銀行に国名を冠しても決して不当とはいえないと弁明した。<sup>(11)</sup> また、元老院議官の中にも、日本中央銀行とすると「国立銀行中の中央にあるものと云ふの意味に偏する恐れ」があるし、日本銀行として支障がないことは、英國銀行と呼んだからといって「英國中の銀行を総称するにあらざると同一理」であるとする者があり<sup>(12)</sup>（渡辺洪基議官）、修正意見はわずか2名の賛成を得たにすぎず否決された。「日本銀行」という名称の由来の一端が知られよう。

### 外国語使用の可否

日本銀行条例案第2条では、「他ノ銀行ト『コルレスポンダンス』ヲ締約スルコトヲ得」というように、フランス語が使用されていたが、これに対し二つの修正意見が出された。<sup>(13)</sup> 一つは、「一般に通じ易きを欲せば『コルレスポンデンス』と英語に作るに如かず」というものであり（渡辺洪基議官）、もう一つは、フランス語であれ英語であれ原語を「法律に明掲するは實に此案を以て始めとするが、「合同締約」というような訳語を使用すべしとする意見であった（箕作議官）。

政府原案がコルレスポンダンスというフランス語を用いた理由は容易に想像されようが、政府委員（加藤銀行局長）は、①コルレスポンダンスという言葉はわが国「百有余の銀行に於て實際其事を行ひ又其語を用ひ毫も便利を害するを見ず」、ここであえて改めるならば「恐くは実務に支障」を生ずること、②適當な

訳語がないこと、を挙げて原案支持を主張した。<sup>(14)</sup> 第2読会では採決の結果、修正意見は否定されたものの、第3読会において、フランス語より英語を取り「世間通じ易からしむる」べしという修正意見が再提出され(渡辺洪基・箕作各議官)、<sup>(15)</sup>賛成者15名で採用された。ささいなことであるが、外国からの文物制度輸入段階における苦心の一部がうかがわれ、興味深い。

### 政府の監督と保護

もっとも、上述のような論議は中央銀行の性格・業務の本質にかかわるものとはいえなかったが、論議の中には今日から見ても看過できないものもあったことはいうまでもない。

第1に、「本銀行は政府と人民との間に立ち営業するものなれば、其盛衰に依り関係太だ重大なるを以て、政府の検束を受るは固より当然」であるが、そうであるならば「之に報酬するの保護も亦厚」くしなければならないのに、「諸般の検束法は各条に具備するも、之に相応する保護の条項なし」という疑問が發せられた<sup>(16)</sup> (九鬼議官)。後にも述べるが、支店・出張所の設置、コルレス取引の締結、定款の決定、理事の選任、公債担保貸出、公債売買に関する大蔵卿の認可権、あるいは業務制止権、監理官の設置など、政府の本行に対する監督が厳しかったことからいえば当然の質問であったといえよう。

これに対し政府委員は、日本銀行条例案には「仮令保護の字句なきも」、①国庫金を取り扱わせる、②資本金の半額を政府が出資する、③創立後業務が着実に進めば銀行券の発行を認める、ことにしているのは「特別の保護」にほかならないし<sup>(17)</sup> (加藤銀行局長)、中央銀行だといっても「銀行の資格に於ては他の銀行と固より異なることなく、又他の銀行に比し特權多き時は却て怠慢の弊を生ずるの基たらんことを恐」れて、「特に保護の事を掲げざる」ことにしたと答弁した<sup>(18)</sup> (男谷議官補)。

もともと元老院議官の質問も、政府の監督が厳しいのに比べて与える保護が薄いと、民間からの日本銀行株式に対する応募が少なくなるのではないかという懸念から出たものであって、中央銀行の本質に基づいて政府の監督権が過大すぎる

との疑問を提起したのではなかった。むしろ、政府の半額出資・国庫金の取扱い・銀行券の発行といった「特権」から見て、「之れが検束法を設くるも亦已を得ざる」ことであるとの考え方（渡辺洪基議官）が支配的であったようである。<sup>(19)</sup> この辺は中央銀行に対する理解の浅さを露呈するものであったといえよう。

一方、政府委員の答弁についても、上記の三つの特権付与が中央銀行に対する「保護」であると認識していたことは、当を得たものとは言い難い。前述の「日本銀行創立旨趣ノ説明」では、国庫金取扱いの付託・政府の半額出資・銀行券発行権の付与という措置は、中央銀行設立目的の達成上不可欠のものとして主張されていたからである。国庫金の取扱いは兌換制度の確立や財政と金融の調整をはかる基盤として考えられていた。それは「特に一銀行を庇保」するものではなかったはずである。<sup>(20)</sup> 政府の半額出資も、「特別なる保護」と観念されていたことは否めないとしても、これがなければ「銀行成立せず、銀行成立せざれば到底金融を疏通し、財政を救済するの日なかるべし」との判断から出た「已むを得ざる」措置であって、あくまでも一時的なものであったことを忘れてはならない。銀行券発行権に至っては改めて論ずるまでもあるまい。銀行券を発行しない中央銀行は果たして中央銀行の名にふさわしい存在であるといえようか。政府の半額出資については百歩譲るとしても、国庫金取扱いの付託と銀行券発行権の付与を「保護」と考えることには、問題があるといわざるをえない。また、それらを「特権」と意識することに対しても、それに対応する「義務」の観念がまつわりつくおそれが強ないので、全面的には贊意を表しがたい。「特権」と称せられるものは中央銀行としての地位に課せられた「重大なる責務」に対応するものではなかろうか。いずれにせよ、元老院における上述の論議は、明治初期における中央銀行論の限界を示すものであったといえよう。

### 総裁・副総裁の選任方法

第2に、条例案第17条において「総裁ハ勅任副総裁ハ奏任トス」と定められたのに対し、二つの疑問が出された（大給議官）。まず、「其選優遇特典の此に至るは、従来の習慣より之れを觀れば稍耳目をして其新規なるに驚愕せしむるが

如」きものがある。普通銀行であっても「其首領の任授は鄭重にすべき」であるとは思うが、日本銀行総裁のみ「聖慮に出て顕貴」なる勅任の扱いとするのはいかなる理由によるのか、政府の意図をただす質問があった。<sup>(23)</sup>

これに対し政府委員（加藤銀行局長）は、日本銀行条例案説明にそって「銀行の基礎を固ふし全国の信憑を厚ふせんには、必らず其地位を高顯にし、其授任を鄭重にせざる可からず」と述べるとともに、さらに、単に内外の信用を得るというだけではなく、「本銀行の如き殆んど一省を設るに等しく、衆多の役員を進退指揮し、莫大の金銀出入を掌り、理財調護の責めあり、其職任の重き」ことを考えれば、総裁・副総裁の選任について特典を付するのは「適當」であると答えた。<sup>(24)</sup>

民間銀行とは一線を画する中央銀行の体面を重視した発言といえよう。

もう一つの質問は、総裁・副総裁を勅・奏任とすると、民間株主の意見は全く参酌されないことになるが、それはいかなる理由に基づくのかというので、「本銀行の株主は政府と人民なり、政府より多くの株金を出すも、其成立は人民に起れり、然るに其総裁勅任とあれば固より特選に係るなるべし、然るに此一事に於ては株主たるもの一言之れに及すを得ずとすれば、或は人民の権利に拘るなきを得ず」との意見が述べられた。<sup>(25)</sup>

「日本銀行創立旨趣ノ説明」からもうかがわれるよう、中央銀行は政府と民間との間に立つものとして考えられており、政府委員（男谷議官補）も述べていたとおり、「日本銀行は人民集合して成立する資格のもの」であった。したがって、総裁・副総裁を勅・奏任とすることは民間株主の権利を侵害することになり、ひいては株式の募集成績にも響くのではないかという懸念は当然であったといえよう。この疑問に対し政府委員（男谷議官補）は次のように弁明した。元来日本銀行は、政府が資本金の半額を出資するのに加えて、国庫金の取扱いを付託されれば大蔵省の現金の5～6割を取り扱うことになるので、その責任は重く「政府密接の関係を有す」る。それにもかかわらず、総裁・副総裁の任命を「単に株主の選挙に放任せば、政府が銳意して達せんと欲する目的も中途にして廃残する無きを保せず」、また総裁を勅任とすることによって「遠くは中外一般の信用を固ふし、近くは銀行株主の保任を敦ふ」<sup>(27)</sup>することができるるのである、と。

日本銀行条例案の定める総裁・副総裁の選任方法は、先進国中央銀行での「皆勅任総裁を奉戴する」例にならったにすぎないとみられないこともないが、「是れ本銀行組織上尤も緊要と云ふべきなり」という政府委員（男谷議官補）の発言<sup>(28)</sup>を考慮すれば、政府が中央銀行をいかに重視していたかが明らかになろう。ただ問題は、兌換制度を基盤とする近代的通貨・金融制度の確立という当面の緊急課題を達成したあと、「政府が銳意して達せんと欲する目的」がどうなるかによつては、中央銀行を重視するという意味の中身が変わってくる可能性のあったことである。金融政策の運営面で政府と中央銀行との考え方方が対立した場合、勅任という「特典」と「地位の保護」を付与された総裁の意見を尊重するという保証はなかったからである。

### 総裁・副総裁の任期

第3に、条例案第17条では総裁・副総裁の任期はともに5年とされていたが、「時としては是非に拘らず解任せしめざるを得ざるの事情なきを保し難し、斯の如き場合に於て之が処分を為すは如何」と思うので、「寧ろ期限を縮め或は三年を以てせば可なるが如し」との意見が出された（渡辺清議官）。<sup>(29)</sup>その前提として、「本銀行の性質たる官民の間孰れが勢力を有するやと問へば、乃ち民間にあらずして官にありと答へざるべからず」と考えられていたことから見て、この意見の意図は明らかであろう。

このような意見が出たということは、逆に言って、条例案では政府に対し総裁・副総裁（およびその他の役員）の罷免権を明確に与えていなかったことを示しているが、政府委員（男谷議官補）の答弁は次のとおりであった。「要するに理財上の目的は成功を遠大に期するにあれば、総裁副総裁にあつては五年乃至七年後に着意して事を經營せざるを得ず、且國庫金を預り運転するが如き要務も尚ほ未だ実験を経ず、彼を視此を思ふに期限の短少は銀行の不利なるを知るを以てなり、若し或は二年三年と期限を減縮するも、已を得ざるに罷免するは其揆一なり、何ぞ期限長短の関する所ならんや」と。<sup>(30)</sup>

この政府委員答弁で述べられた「理財上の目的は成功を遠大に期するにあれ

ば」という理由は、総裁・副総裁の任期は絶対に5年でなければならないという根拠にはならず、あるいは7年でもよかったが、5年と定められたのは「ベルギー国立銀行条例」(第19条「総裁ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ……」)に準じたものと考えられる。ちなみに、明治29年4月制定の「日本勧業銀行法」ならびに同33年3月制定の「日本興業銀行法」でも、総裁・副総裁（日本興業銀行は総裁のみ）という名称が用いられ、その任期は5年とされており、昭和17年2月制定の「日本銀行法」でも同様であったのは、日本銀行条例に端を発するのではなかろうか。

### 公債担保貸出の認可

第4に、日本銀行の営業項目について規定した条例案第10条の第6項が、「公債証書其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但シ其金額及利子ノ割合ハ総裁副総裁理事及監事ノ協議ヲ以テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ」と定めていたことについて、二つの修正意見が出された（箕作議官）。

一つは、このような規定の仕方では、信用度において公債と異なる所がなく、諸会社の発行する証券で政府保証のあるものより信用確実な政府発行の手形（たとえば大蔵省証券）は、中央銀行の当座勘定貸や定期貸の担保にできないことになり不適当であるので、「公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル」各種の証券……と改めるべきであるという意見であった。<sup>(33)</sup>これに対し、「政府ノ保証ニ係ル」各種の証券には政府発行の手形も含まれるという意見も出された（渡辺洪基議官）<sup>(34)</sup>が、「政府保証の字に政府発行の手形をも包藏するものとは得て解する能はず」との反対意見があり（大給議官）、賛成多数で「政府発行ノ手形」の7字を挿入することに決定した。<sup>(35)</sup>

もう一つの修正意見は、第10条第6項の但し書を削除せよというものであった。つまり「其金額及利子ノ割合ハ総裁副総裁理事及監事ノ協議ヲ以テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ」と規定するのは全く余計であるだけではなく、これを掲げると「他の条項に対して体裁を失する」ので、断じて削除すべしという意見である（箕作議官）。<sup>(36)</sup>

確かに、条例案第10条では、公債証書・政府発行の手形（修正意見により追加）その他政府保証にかかる各種の証券を担保とする当座勘定貸・定期貸を行う場合に限り、その金額と利子歩合につき大蔵卿の許可を受けねばならぬと規定していた。そのほかの手形割引および金銀貸・地金銀担保貸付に関しては、その金額はもちろんその割引歩合・貸付利子歩合につき大蔵卿の許可を必要とするとは規定していなかった。換言すれば、公定歩合の決定は、法律上は原則として中央銀行（日本銀行）の自由とされていたのである。したがって、第10条第6項但し書を削除することは、他の同類条項との均衡上からいえば当然といえよう。しかし、上記の修正意見は大蔵卿の許可制が必要であるとの考えに基づくものではなかった。むしろ、「其金額及利子の割合は役員決議の上大蔵卿の許可を得るは当然の事」と考えていた（傍点は引用者のもの）のであって、ただ定款に詳載すれば十分であるという意味にすぎなかった。<sup>(37)</sup>

ただ、これに対する政府答弁は注目に値する。すなわち、「公債証書等を抵当として貸金を為すの如きは、平生金銀出入の程度を計り、譬へば資本金の内百万円乃至五十万円は之に充つとし、時に応じて其宜しきを制するにあり、然らざれば大に金融の便利を傷ふに至る、而して其結果は頗る政府に關係を有するを以て此の但書を掲げた」との説明があり（加藤銀行局長）、また、「例せば一千万円資本金の内五百万円も公債証書の為めに出る時は、一方には公債証書価額に多少の影響を生じ、一方には銀行本分たる割引に充つべき資本減少す、是を以て本項に充るものは二百万円乃至三百万円と適宜に其制を立てんとする」のである、との説明も行われた（加藤銀行局長）。さらに、「原来本銀行は大蔵卿の奏議にもある如く商業銀行なり、……本銀行は専ら割引を主とし極めて運転の活潑を要するにあれば、公債を多く買入る時は其目的を達する能はず、是れ本項但書を要する所以なり」との答弁もなされた（男谷議官補）。<sup>(38)</sup><sup>(39)</sup><sup>(40)</sup>

これらの政府委員答弁を貫く精神は、日本銀行は商業銀行の銀行として設立されるものであり、手形割引を本務とすべきものであるから、公債担保貸出（および公債買入れ）は適宜抑制し、手形割引資金を十分に確保しようという点にあったことは明らかである。その限りでは、条例案第10条第6項但し書を政府が支持

した理由はうなづけるし、首尾一貫していた。このように条例案第10条に定められた大蔵卿の許可制は日本銀行の金融政策運営全般に対する政府の介入を意図したものでは全くなかったのである。

ただ、この点に関連し、公債担保貸出の多寡が公債価格に影響するので、同貸出を抑制しなければならないとしていたことは看過できない。政府委員の次の答弁が物語っていたように、政府は中央銀行の公債担保貸出が公債価格の上昇をもたらす効果をもつことを知っていた。すなわち、「公債証書は売買上に於ても一の相場となるあり、爰に商人あり、其営業に従ふあらんか、公債証書を抵当とし貸金を求むるに際し、世間の金利は一割五分なるに日本銀行は一割二分とすれば、陸続買来て抵当替を為し、去て買ひ、買ひ来て抵当とす、此の如くにして止まざんば其相場を為すの商人には利益あるも、正当なる人民には其反対の損失を与ふるのみならず、其弊害たる全国に及ぶを如何せん、……此但書を以て時に応じ宜きに隨ひ其充用に制限を立て、務めて其相場の平均を保ち、全国理財を調理せんとするなり」(加藤銀行局長)<sup>(41)</sup>。これは、公債担保貸出は抑制すべしとする本来の意図が忘れ去られたとき、同貸出に対する大蔵卿の許可制が公債価格支持策として機能する可能性を秘めていたことを示しているといえよう。

公債担保貸出の利子歩合につき大蔵卿の許可を必要とする理由に関してなされた政府委員答弁には、もう一つ見逃すことのできない点があった。第1読会で「公債証書抵当利子の割合等大蔵卿の許可を受るは、畢竟一般の利息を遞減するの目的あればなり、夫れ財源を深ふし金力を充分に養ふ時は、利子の如き自由に減殺するを得べし、現に英國は二分半より三分半に止り此間を升降するを常とす、仏國亦然り、之れ他策あるにあらず、大銀行あり資力強盛運転自在なるが故なり」との答弁がなされたが(加藤銀行局長)<sup>(42)</sup>、ここには金利を低減させようという意図のあったことは否定できない。

当時における政府の金利引下げの真意は、既に述べたように、いわゆる低金利政策を推し進めることではなく、前期的な高利貸資本を排除することにあったと見るべきであろう。しかし、創立後の本行貸出の実情は、優良な商業手形の出回りが少なかったため、公債担保貸出がその中心となった。したがって、本来なら

ば公定歩合の中核となるべき商業手形割引歩合はほとんど名目的な存在と化し、実質的には公債担保の割引・貸付利子歩合がその代用をつとめることになったが、こうした利子歩合の変更は大蔵卿（後に大蔵大臣）の許可を要したため、本来の趣旨を逸脱して、この許可制をてことして低金利政策を推進する余地が残され、後にそれが現実化した。また、公債担保貸出の利子歩合につき許可制が採られたことを背景に、それ以外の公定歩合についても許可を受けることが慣行化し、これが金融政策運営上重大な影響を及ぼしたことは後述のとおりである。その意味で、条例案第10条第6項の但し書が残されたということは、歴史上の瑣末な事件として見過ごすわけにはいかない。

### 政府の制止権

第5に、政府の監督権の一つとして、条例案第23条に「政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ」と定められていたのに対し、政府において不利と認めるうんぬんというのは不明確であるので、「政府ノ不利ト認ル云々」に改めるべきであるという修正意見が出された（槇村・柴原各議官）。<sup>(43)</sup>その意味は、だれにとって「不利」なのかといえば、日本銀行ではなく政府にとって不利なことであるというのが政府の真意であるならば、そのように明記したほうがよいということであった。これに対し、「原案不利の係る所は政府の為め、世間の為め、銀行の為め、其不利と認る事は凡て之を制止するの意にして、政府の一辺に拘束せしものにあらざるなり」として原案を支持する意見もあった（渡辺洪基議官）<sup>(44)</sup>。

政府委員（加藤銀行局長）は、政府の制止権は「表面より看來れば、有るも無きも強て本条例の得喪に關はらざるが如し、然り而して特に之を要用とするの精神は他なし、我国未だ規則法律の全備せしにあらず、各般事業の習熟せしにあらず、日本銀行の如きは最も創業に属するを以て、實際処務上往々取捨増員せざるを得ざるべし、故に施政上の活路として爰に此一方を開き、政府の為めのみならず、一般の為め不利なりとする事ある時も、之を制止するの目的なり」と述べた。<sup>(45)</sup>この説明によれば、政府の制止権を認めたのはあくまでも草創期の過渡的措置として考えられたものであった。

## 第1章 日本銀行の創立

表5—5 日本銀行条例の制定過程

伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	元老院会議 第1・第2読会上程
日本銀行条例	日本銀行条例説明	日本銀行条例
第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本店ヲ東京府下ニ設立ス	第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁済ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止ルモノトス	第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止ルモノトス
第二条 日本銀行ハ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スルヲ得ヘシ但支店出張所ヲ設置スル時ハ其理由ヲ大藏卿ニ具状シテ其允許ヲ受クヘシ又大藏省ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之レヲ設置セシムルコトアルヘシ	第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置キ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スルヲ得ヘシ但支店出張所ヲ設置スル時ハ其事由ヲ大藏卿ニ具状シテ其免許ヲ受クヘシ又大藏省ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスルトキハ銀行ニ命シテ之〇ヲ設置セシムルコトアル可シ	第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スルコトヲ得〇但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スル時ハ其事由ヲ大藏卿ニ具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大藏卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之〇ヲ設置セシムルコトアルヘシ
第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満三十ヶ年トス但シ株主総会ニ於テ多数ノ同意ニ依リ営業ノ延期ヲ出願スル時ハ更ラニ条例ヲ以テ允許スル者トス	第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満三十ヶ年トス但〇株主総会ニ於テ多数ノ同意ニ依リ営業ノ延期ヲ出願スルコトヲ得	第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満三十ヶ年トス但株主総会ニ於テ多数ノ同意ニ依リ営業ノ延期ヲ出願スルコトヲ得
第四条 日本銀行ノ資本金ハ一千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分ケ一株二百円トス	第四条 日本銀行ノ資本金ハ一千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分チ一株二百円トス	第四条 日本銀行ノ資本金ハ壹千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分チ一株貳百円トス但株主総会ニ於テ多数ノ同意ニ依リ資本金ノ増加ヲ出願スルコトヲ得

元老院会議 第2読会議決	元老院会議 第3読会議決	明治15年6月27日 太政官布告第32号
日本銀行条例	日本銀行条例	日本銀行条例
第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス	第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス	第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス
第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スル時ハ其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ	第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スル時ハ其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ	第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約スル時ハ其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ
第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満三十〇年トス但株主総会ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得	第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満三十年トス但株主総会ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得	第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満三十年トス但株主総会ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得
第四条 日本銀行ノ資本金ハ壱千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分チ一株式百円トス但株主総会ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ請願スルコトヲ得	第四条 日本銀行ノ資本金ハ壱千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分チ一株式百円トス但株主総会ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ請願スルコトヲ得	第四条 日本銀行ノ資本金ハ壱千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分チ一株式百円トス但株主総会ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ請願スルコトヲ得

## 第1章 日本銀行の創立

伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	元老院会議 第1・第2読会上程
日本銀行条例	日本銀行条例説明	日本銀行条例
第五条 日本銀行ノ株券ハ總テ 記名券トナシ日本人ノ外壳買 讓与スルヲ許サス	第五条 日本銀行ノ株券ハ總テ 記名券トナシ日本人ノ外壳買 讓与スルヲ許サス	第五条 日本銀行ノ株券ハ總テ 記名券トナシ日本人ノ外壳買 讓与スルヲ許サス
第六条 株金総額ノ十分ノ五即 チ五百万円ノ入金アル時ハ營 業ヲ開始スルコトヲ得ヘシ但 株金募集ノ手続ハ定款ヲ以テ 定ムル者トス	第六条 資本金総額ノ <u>五分ノ一</u> 即チ三百万円ノ入金アルトキ ハ營業ヲ開始スル〇ヲ得ヘ シ但資本金募集ノ手續ハ定款 ヲ以テ定ムル者トス	第七条 資本金総額〇五分ノ一 即チ二百万円ノ入金アル時ハ 營業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資 本金募集ノ手續ハ定款ヲ以テ 定ムル者トス
第七条 営業上ニ於テ損失ヲ生 シ資本金額五百万円以下ニ減 少スル時ハ其理由ヲ審明シ資 本入金残額ヨリ右五百万円ニ 充ル迄ノ金額ヲ追募ス可シ	第七条 営業上ニ於テ損失ヲ生 シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減 少スルトキハ其事由ヲ審明シ 資本入金残額ヨリ <u>其欠額ニ充</u> ル迄ノ金額ヲ追募ス可シ	第八条 営業上ニ於テ損失ヲ生 シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減 少シタル時ハ其事由ヲ審明シ 資本入金残額ヨリ其 <u>闕額ニ充</u> ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ
第八条 伸張ニ由リ資本入金ノ 増加ヲ要スル時ハ之レヲ資本 入金残額ヨリ追募スヘシ	第八条 事業ノ伸張ニ由リ資本 入金ノ増加ヲ要スル時ハ之〇 ヲ資本入金残額ヨリ追募スヘ シ	削除
第九条 純益金総額ヨリ株主割 賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少ク トモ十分ノーヲ左ノ目的ヲ以 テ積立金ト為ス可シ	第九条 純益金総額ヨリ株主割 賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少ク トモ十分ノーヲ左ノ目的ヲ以 テ積立金ト為ス可シ	第九条 純益金総額ヨリ株主割 賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少ク トモ十分ノーヲ左ノ目的ヲ以 テ積立金ト為ス可シ
第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ	第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ	第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ

元老院会議 第2 読会議決	元老院会議 第3 読会議決	明治15年6月27日 太政官布告第32号
日本銀行条例	日本銀行条例	日本銀行条例
第五条 日本銀行ノ株券ハ総テ 記名券トナシ日本人ノ外壳買 讓与スルヲ許サス	第五条 日本銀行ノ株券ハ総テ 記名券トナシ日本人ノ外壳買 讓与スルヲ許サス	第五条 日本銀行ノ株券ハ総テ 記名券トナシ日本人ノ外壳買 讓与スルヲ許サス
第六条 日本銀行ノ株主トナラ ントスルモノハ大藏卿ノ許可 ヲ受クヘシ	第六条 日本銀行ノ株主トナラ ントスルモノハ大藏卿ノ許可 ヲ受クヘシ	第六条 日本銀行ノ株主トナラ ントスルモノハ大藏卿ノ許可 ヲ受クヘシ
第七条 資本金總額五分ノ一即 チ式百万円ノ入金アル時ハ營 業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資本 金募集ノ手続ハ定款ヲ以テ定 ムル者トス	第七条 資本金總額五分ノ一即 チ式百万円ノ入金アル時ハ營 業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資本 金募集ノ手續ハ定款ヲ以テ定 ムル者トス	第七条 資本金總額五分ノ一即 チ式百万円ノ入金アル時ハ營 業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資本 金募集ノ手續ハ定款ヲ以テ定 ムル者トス
第八条 営業上ニ於テ損失ヲ生 シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減 少シタル時ハ其事由ヲ審明シ 資本入金残額ヨリ其闕額ニ充 ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ	第八条 営業上ニ於テ損失ヲ生 シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減 少シタル時ハ其事由ヲ審明シ 資本入金残額ヨリ其闕額ニ充 ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ	第八条 営業上ニ於テ損失ヲ生 シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減 少シタル時ハ其事由ヲ審明シ 資本入金残額ヨリ其欠額ニ充 ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ
<u>第九条 事業ノ伸張ニ由リ資本 入金ノ増加ヲ要スル時ハ之ヲ 資本入金残額ヨリ追募スヘシ</u>		第九条 事業ノ伸張ニ由リ資本 入金ノ増加ヲ要スル時ハ之ヲ 資本入金残額ヨリ追募スヘシ
第九条 純益金總額ヨリ株主割 賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少ク トモ十分ノーッ左ノ目的ヲ以 テ積立金ト為ス可シ	第十条 純益金總額ヨリ株主割 賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少ク トモ十分ノーッ左ノ目的ヲ以 テ積立金ト為ス可シ	第十条 純益金總額ヨリ株主割 賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少ク トモ十分ノーッ左ノ目的ヲ以 テ積立金ト為ス可シ
第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ	第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ	第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ

## 第1章 日本銀行の創立

伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	元老院会議 第1・第2読会上程
日本銀行条例	日本銀行条例説明	日本銀行条例
<p>第十条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ</p> <p>第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事</p> <p>第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事</p> <p>第三 金銀貨或ヒハ金銀塊ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事</p> <p>第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金取立ニ從事スル事</p> <p>第五 諸預勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並ニ諸証券類ノ保護預リヲ為ス事</p> <p>第六 公債証書其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但シ其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事及監事ノ協議ヲ以テ時々決議シ大蔵卿ノ認可ヲ受ク可シ</p>	<p>第十条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ</p> <p>第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事</p> <p>第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事</p> <p>第三 金銀貨或〇ハ金銀塊ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事</p> <p>第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金取立ニ從事スル事</p> <p>第五 諸預勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並〇諸証券類ノ保護預リヲ為ス事</p> <p>第六 公債証書其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但シ其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事〇監事ノ協議ヲ以テ時々決議シ大蔵卿ノ認可ヲ受クヘシ</p>	<p>第十条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ</p> <p>第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事</p> <p>第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事</p> <p>第三 金銀貨或ハ金銀塊ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事</p> <p>第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金取立ニ從事スル事</p> <p>第五 諸預勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事</p> <p>第六 公債証書其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但シ其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事及監事ノ協議ヲ以テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ</p>
<p>第十一条 日本銀行ハ前第十条ニ記載スル事業ノ外営業スルヲ許サス左ノ諸件ノ如キハ特ニ之ヲ嚴禁ス</p>	<p>第十一条 日本銀行ハ前第十条ニ記載スル事業ノ外営業スルヲ許サス左ノ諸件ノ如キハ特ニ之ヲ嚴禁ス</p>	<p>第十一条 日本銀行ハ前第十条ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関涉スルコトヲ得ス</p>

5. 日本銀行条例の制定

元老院会議 第2読会議決	元老院会議 第3読会議決	明治15年6月27日 太政官布告第32号
日本銀行条例	日本銀行条例	日本銀行条例
第十条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ 第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事 第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事 第三 金銀貨或ハ地金銀金銀塊ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事 第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事 第五 諸預リ勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事 第六 公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但シ其金額及利子ノ割合ハ總裁副総裁理事及監事ノ協議ヲ以テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	第十二条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ 第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事 第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事 第三 金銀貨或ハ地金銀金銀塊ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事 第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事 第五 諸預リ勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事 第六 公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但シ其金額及利子ノ割合ハ總裁副総裁理事及監事ノ協議ヲ以テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	第十二条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ 第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事 第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事 第三 金銀貨或ハ地金銀○ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事 第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事 第五 諸預リ勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事 第六 公債証書政府発行ノ手形其他○政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但シ其金額及利子ノ割合ハ總裁副総裁理事監事ニ於テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ
第十二条 日本銀行ハ第十条ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関渉スルコトヲ得ス	第十二条 日本銀行ハ第十二条ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関渉スルコトヲ得ス	第十二条 日本銀行ハ第十二条ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関渉スルコトヲ得ス

## 第1章 日本銀行の創立

伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	元老院会議 第1・第2読会上程
日本銀行条例	日本銀行条例説明	日本銀行条例
第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸 会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸 金ヲ為ス事	第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸 会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸 金ヲ為ス事	第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸 会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸 金ヲ為ス事
第二 自ラ負債ヲ起ス事	削除	
第三 本銀行ノ株券ニ対シテ 貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買 戻ヲ為ス事	第二 本銀行ノ株券ニ対シテ 貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買 戻ヲ為ス事	第二 本銀行ノ株券ニ対シテ 貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買 戻ヲ為ス事
第四 諸工業会社ノ株主タル ハ勿論直接間接ヲ問ハス工 業ニ関係スル事	第三 諸工業会社ノ株主タル ハ勿論直接間接ヲ問ハス工 業ニ関涉スル事	第三 諸工業会社ノ株主タル ハ勿論直接間接ヲ問ハス工 業ニ関係スル事
第五 地銀売買ヲ除クノ外 諸般ノ商業ニ関涉スル事	第四 地銀売買ヲ除クノ外 諸般ノ商業ニ関涉スル事	削除
第六 本支店出張所ヲ開設ス ル為メ必要ナル者ノ外一切 他ノ不動産ノ所有主タル事	第五 本支店出張所ヲ開設ス ル為メ必要ナル者ノ外一切 他ノ不動産ノ所有○タル事	第四 本支店出張所ヲ開設ス ル為メ必要ナル者ノ外一切 他ノ不動産ノ所有主タル事 *「前」は第1読会において削除。
第十二条 政府ノ都合ニ由リ日 本銀行ヲシテ国庫出納ニ從事 セシムヘシ	第十二条 政府ノ都合ニ由リ日 本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒ ニ從事セシムヘシ	第十二条 政府ノ都合ニ由リ日 本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒ ニ從事セシムヘシ
第十三条 日本銀行ハ兌換銀行 券ヲ發行スルノ特権ヲ有ス而 シテ其引換準備金ト發行高ト ノ割合ハ定款ヲ以テ定ム可シ 但此銀行券ノ發行ヲ実施ス ル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更 ラニ頒布スル者トス	第十三条 日本銀行ハ兌換銀行 券ヲ發行スル○権ヲ有ス○但 シ此銀行券ヲ發行セシム時ハ 別段ノ規則ヲ制定シ更ラニ 頒布スル者トス	第十三条 日本銀行ハ兌換銀行 券ヲ發行スルノ権ヲ有ス但○ 此銀行券ヲ發行セシム時ハ 別段ノ規則ヲ制定シ更○ニ頒 布スル者トス
第十四条 此銀行券ノ員數種類 及其大小格好等ハ政府ニ於テ 之レヲ定ム可シ	削除	

5. 日本銀行条例の制定

元老院会議 第2読会議決	元老院会議 第3読会議決	明治15年6月27日 太政官布告第32号
日本銀行条例	日本銀行条例	日本銀行条例
第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事	第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事	第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事
第二 本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事	第二 本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事	第二 本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事
第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ關係スル事	第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ關係スル事	第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ關係スル事
第四 本支店出張所ヲ開設スル為メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事	第四 本支店出張所ヲ開設スル為メ必要ナル者ノ外〇他ノ不動産ノ所有主タル事	第四 本支店出張所ヲ開設スル為メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事
第十二条 政府ノ都合ニ由リ日本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒニ從事セシムヘシ	第十三条 政府ノ都合ニ由リ日本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒニ從事セシムヘシ	第十三条 政府ノ都合ニ由リ日本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒニ從事セシムヘシ
第十三条 日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス	第十四条 日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス	第十四条 日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス

## 第1章 日本銀行の創立

伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	元老院会議 第1・第2読会上程
日本銀行条例	日本銀行条例説明	日本銀行条例
第十五条 此銀行券ハ請求ニ応 シ本店ニ於テ実貨ト引換ヲ為 ス可シ	削除	
第十六条 此銀行券ハ海關稅ヲ 除クノ外國庫ノ出納及ヒ一般 ノ取扱ニ差支ナク通用スヘシ	削除	
第十七条 日本銀行ハ金融ノ便 宜ヲ得セシメンカ為メ諸手形 及切手ヲ作ルヲ得ヘシ	第十四条 日本銀行ハ○諸手形 及切手ヲ作ルヲ得ヘシ	第十四条 日本銀行ハ諸手形及 切手ヲ作ルヲ得ヘシ
第十八条 日本銀行ハ公債証書 ヲ買入ル、ヲ得ヘシ但此場合 ニ於テハ總裁副總裁及理事之 ヲ決議シ監事集会承諾ノ上大 藏卿ノ允許ヲ経ルニ非サレハ 施行スルヲ得ス	第十五条 日本銀行ハ公債証書 ヲ買入又ハ之ヲ売払フコトヲ 得ヘシ但此場合ニ於テハ○大 藏卿ノ免許ヲ受クルニ非サレ ハ施行スルヲ得ス	第十五条 日本銀行ハ公債証書 ヲ買入又ハ之ヲ売払フコトヲ 得ヘシ但此場合ニ於テハ大藏 卿ノ許可ヲ得ヘキモノトス
第十九条 日本銀行ハ總裁一人 副總裁一人理事四人ヲ以テ綜 理スル者トス此外ニ監事三人 乃至五人ヲ置クヘシ	第十六条 日本銀行ハ總裁一人 副總裁一人理事四人ヲ以テ綜 理スル者トス此外ニ監事三人 乃至五人ヲ置クヘシ	第十六条 日本銀行ハ總裁一人 副總裁一人理事四人ヲ以テ綜 理スル者トス此外ニ監事三人 乃至五人ヲ置クヘシ
第二十条 総裁副總裁ハ任期五 ヶ年ト定メ總裁ハ勤任トシ副 總裁ハ奏任トス但任期中ハ他 ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス	第十七条 総裁副總裁ハ任期五 ヶ年トシ總裁ハ勤任○副總裁 ハ奏任トス但任期中ハ他ノ官 職ヲ兼任スルヲ得ス	第十七条 総裁副總裁ハ任期五 ヶ年トシ總裁ハ勤任副總裁ハ 奏任トス但任期中ハ他ノ官職 ヲ兼任スルヲ得ス

5. 日本銀行条例の制定

元老院会議 第2読会議決	元老院会議 第3読会議決	明治15年6月27日 太政官布告第32号
日本銀行条例	日本銀行条例	日本銀行条例
第十四条 日本銀行ハ諸手形及 切手ヲ發行スルヲ得ヘシ	第十五条 日本銀行ハ諸手形及 切手ヲ發行スルヲ得ヘシ	第十五条 日本銀行ハ諸手形及 切手ヲ發行スルヲ得ヘシ
第十五条 日本銀行ハ公債証書 ヲ買入又ハ之ヲ売扱フコトヲ 得ヘシ但此場合ニ於テハ大蔵 卿ノ許可ヲ得ヘキモノトス	第十六条 日本銀行ハ公債証書 ヲ買入又ハ之ヲ売扱フコトヲ 得ヘシ但此場合ニ於テハ大蔵 卿ノ許可ヲ受クヘキモノトス	第十六条 日本銀行ハ公債証書 ヲ買入又ハ之ヲ売扱フコトヲ 得ヘシ但此場合ニ於テハ大蔵 卿ノ許可ヲ受クヘキモノトス
第十六条 日本銀行ハ総裁一人 副総裁一人理事四人ヲ以テ綜 理スル者トス此外ニ監事三人 乃至五人ヲ置クヘシ	第十七条 日本銀行ハ総裁一人 副総裁一人理事四人ヲ以テ綜 理スル者トス此外ニ監事三人 乃至五人ヲ置クヘシ	第十七条 日本銀行ハ総裁一人 副総裁一人理事四人ヲ以テ綜 理スル者トス此外ニ監事三人 乃至五人ヲ置クヘシ
第十七条 総裁副総裁ハ任期五 ヶ年トシ總裁ハ勅任副総裁ハ 奏任トス但任期中ハ他ノ官職 ヲ兼任スルヲ得ス	第十八条 総裁副総裁ハ任期五 ヶ年トシ總裁ハ勅任副総裁ハ 奏任トス但任期中ハ他ノ官職 ヲ兼任スルヲ得ス	第十八条 総裁副総裁ハ任期五 ヶ年トシ總裁ハ勅任副総裁ハ 奏任トス但任期中ハ他ノ官職 ヲ兼任スルヲ得ス

## 第1章 日本銀行の創立

伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	元老院会議 第1・第2読会上程
日本銀行条例	日本銀行条例説明	日本銀行条例
第二十一条 理事ハ株主総会ニ於テ撰挙シ大蔵卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之レヲ特命スヘシ監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ撰挙ス理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ム可シ	第十八条 理事ハ株主総会ニ於テ選挙シ大蔵卿ノ命スルモノトス但創立第一回ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之〇ヲ特命スヘシ監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ選挙ス理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ム可シ	第十八条 理事ハ株主総会ニ於テ選挙シ大蔵卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之ヲ特命スヘシ監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ選挙シ理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムヘシ
	第十九条 理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス	第十九条 理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス
第二十二条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシム可シ	第二十条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシム可シ	第二十条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ
第二十三条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ毎月調査シ之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ	第二十一条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ	第二十一条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少ク〇モ毎月一回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ
第二十四条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作り政府ノ認可ヲ受クヘシ但此定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ株主総会ニ於テ決議シ政府ノ認可ヲ受ク可シ	第二十二条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作り政府ノ認可ヲ受クヘシ但此定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ株主総会ニ於テ決議シ政府ノ認可ヲ受ク可シ	第二十二条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘシ但〇定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ株主総会ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ

5. 日本銀行条例の制定

元老院会議 第2読会議決	元老院会議 第3読会議決	明治15年6月27日 太政官布告第32号
日本銀行条例	日本銀行条例	日本銀行条例
第十八条 理事ハ株主総会ニ於テ撰挙シ大蔵卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之ヲ特命スヘシ監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ撰挙シ理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムヘシ	第十九条 理事ハ株主総会ニ於テ撰挙シ大蔵卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之ヲ特命スヘシ監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ撰挙シ理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムヘシ	第十九条 理事ハ株主総会ニ於テ撰挙シ大蔵卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之ヲ特命スヘシ監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ撰挙シ理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムヘシ
第十九条 理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス	第二十条 理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス	第二十条 理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス
第二十条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ	第二十一条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ	第二十一条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ
第二十一条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ	第二十二条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ	第二十二条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ
第二十二条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘシ但定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ株主総会ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ	第二十三条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘシ但定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ株主総会ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ	第二十三条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘシ但定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ株主総会ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ

伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	伊藤博文『秘書類纂』 財政資料 上巻	元老院会議 第1・第2読会上程
日本銀行条例	日本銀行条例説明	日本銀行条例
第二十五条 政府ハ銀行諸般ノ業務ヲ監督スルノ權ヲ有ス其營業上条例定款ニ違戾スルカ又ハ政府ノ不利トナルヘキ事件ハ之ヲ制止スルヲ得ヘシ	第二十三条 政府ハ銀行諸般ノ業務ヲ監督スルノ權ヲ有ス其營業上条例定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利又ハ公共ニ害アリト認メル事件ハ之ヲ制止ス〇ヘシ	第二十三条 政府ハ銀行諸般ノ業務ヲ監督スルノ權ヲ有ス其營業上条例定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利〇ト認〇ル事件ハ之〇ヲ制止スヘシ
第二十六条 政府ノ都合ニヨリ要用ナリトスル時ハ何時ニテモ此条例ヲ改正増削スルヲ得ヘシ	第二十四条 政府ノ都合ニヨリ要用ナリトスル時ハ何時ニテモ此条例ヲ改正増削スルモノトス尤モ改正増削スルトキハ三ヶ月以前ニ之ヲ布告ス可シ	第二十四条 ○此条例ヲ改正増削スル〇時ハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ

(注) ——は修正、〇は削除を意味する。『秘書類纂』の引用にあたり、原文の句読点および濁点は省略した。

上記の政府委員答弁により、「不利」の意味は広く解釈すべきことが明らかになつたので、修正意見は退けられ原案どおり議決されたが、この論議の過程で「日本銀行は利益と認むるも政府に於て不利と認め、両方意見を異にする時は、政府は權重し勝つて之を制止するの意」と解されるとの意見があつた（津田議官）<sup>(46)</sup>に対し、それは不当であるという発言はなく、むしろ「政府たるもの始終意を銀行事務に留め、之を監督し、之を制止するは当然の事」であるという意見が表明された（渡辺洪基議官）<sup>(47)</sup>ことは見過ごせないであろう。草創期における過渡的措置であったとしても、このような考え方を基礎にして政府の制止権が条例に明記されたことは、後に大きな問題を発生させるもとになったといえよう。

以上のような元老院会議における論議を通観して感じられることは、政府委員の答弁にもあったように、「日本銀行は人民集合して成立する資格のもの」であるとはいひ、「其實大蔵省之を首唱して發起する」ものであることは、否定のしようもない点であったということである。これは、直接的には、中央銀行の創設が松方の不換紙幣整理策の中核に据えられたことに基づくが、長期的には、維新

## 5. 日本銀行条例の制定

元老院会議 第2読会議決	元老院会議 第3読会議決	明治15年6月27日 太政官布告第32号
日本銀行条例	日本銀行条例	日本銀行条例
第二十三条 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其営業上条例定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ	第二十四条 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其営業上条例定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ	第二十四条 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其営業上条例定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ
第二十四条 此条例ヲ改正増削スル時ハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ	第二十五条 此条例ヲ改正増削スル時ハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ	第二十五条 此条例ヲ改正増削スル時ハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ

以来の政府主導による殖産興業政策の通貨・金融面における礎石として、中央銀行の創設を図らざるをえなかったという後発近代国家の宿命であったといえよう。元老院議官も、意識的であれ無意識であれ、日本銀行の「官立的性格」を認めていたといって過言ではあるまい。渡辺洪基議官の以下の発言はそれを端的に示しているが、官立的性格を認めることは容易に「官治的性格」を是認することにもなったと考えられる。

日本銀行の創立は今日財政を挽回せんには必用顧くべからずと雖も、本条例を以て見れば、政府より命令状を出し一の銀行を建ると云ふに外ならずして、彼の正金銀行其他数多の銀行と体裁略同じ、唯全株高の半数を政府より補ひ、又国庫金の取扱を命ずと云ふの特例ありて、之れが検束法を設くるも亦已むを得ざる理由とす、要するに監督の任は大蔵卿にありて銀行は其指揮に従ふものなれば、帰着する所大蔵卿其人の智識如何にあつて法律にあらざるなり、苟も当局者に於て必要なりとして設る所の法案なれば、其意に委して可なりとす。

(1) 鈴木安蔵『日本憲法史概説』中央公論社、昭和16年、328~331ページ参照。元老院と参事院については、前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻、昭和34年、「解題」をも参照。

## 第1章 日本銀行の創立

- (2) 前掲『日本銀行制度改革史』64～65ページ。
- (3) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、1007～1010ページに収録されている。
- (4) 同上、1010～1018ページに収録されている。
- (5) 前掲『日本銀行制度改革史』63～64ページ。
- (6) 前掲『日本銀行史』第1巻、154ページ。
- (7) 同上、154ページ。
- (8) 「元老院会議筆記」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻所収) 381～384ページ。
- (9) 同上、322ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (10) 同上、333ページ。
- (11) 同上、335ページ。
- (12) 同上、335ページ。
- (13) 同上、336ページ。
- (14) 同上、337ページ。
- (15) 同上、370ページ。
- (16) 同上、324ページ。
- (17) 同上、324ページ。
- (18) 同上、325ページ。
- (19) 同上、325ページ。
- (20) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1001ページ。
- (21) 同上、1004ページ。
- (22) 同上、1005ページ。
- (23) 前掲「元老院会議筆記」330ページ。
- (24) 「日本銀行条例説明」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻所収) 1017ページ。  
原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (25) 前掲「元老院会議筆記」330ページ。
- (26) 同上、330ページ。
- (27) 同上、329、331ページ。
- (28) 前掲「日本銀行条例説明」1017ページ。
- (29) 前掲「元老院会議筆記」331ページ。
- (30) 同上、329ページ。
- (31) 同上、329ページ。
- (32) 同上、329ページ。
- (33) 同上、350ページ。
- (34) 同上、351ページ。

## 5. 日本銀行条例の制定

- (35) 同上、351ページ。
- (36) 同上、350ページ。
- (37) 同上、350ページ。
- (38) 同上、351～352ページ。
- (39) 同上、352ページ。
- (40) 同上、352ページ。この男谷参事院議官補の答弁は、条例案第15条「日本銀行ハ公債証書ヲ買入又ハ之ヲ売扱フコトヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ大蔵卿ノ許可ヲ得ヘキモノトス」に関するものといえようが、基本的な考え方としては条例案第10条第6項但し書にも通ずる。ちなみに、条例案第15条は、日本銀行の「資本は常に流動円活して一方に淹滞せず。一事に固着せざらんことを要すと雖も、若し時あつて非常の緩慢を來たし、之を利用する余地なき……ときは、之を以て公債証書を買入れ聊か利殖を図るに非ざれば、亦別法の求む可きものなかるべし」という理由から設けられたものであった（前掲「日本銀行条例説明」1016ページ）。したがって、公開市場操作という考え方は毛頭なかったことに注意しなければならない。
- (41) 前掲「元老院会議筆記」353～354ページ。
- (42) 同上、333ページ。
- (43) 同上、365ページ。
- (44) 同上、365ページ。
- (45) 同上、367ページ。
- (46) 同上、366ページ。
- (47) 同上、366ページ。
- (48) 同上、329ページ。
- (49) 同上、325～326ページ。

### (4) 日本銀行条例の制定

#### 日本銀行条例の大綱

日本銀行条例は全文25条よりなるが（後掲、表5-6参照）、その要点は次のとおりであった。

- イ、有限責任の株式会社とし、東京に本店を置く。
- ロ、資本金は1000万円とし、5万株に分かち1株200円とする。株主総会の決議により増資を請願することができる。